

生産農家のみなさまへ

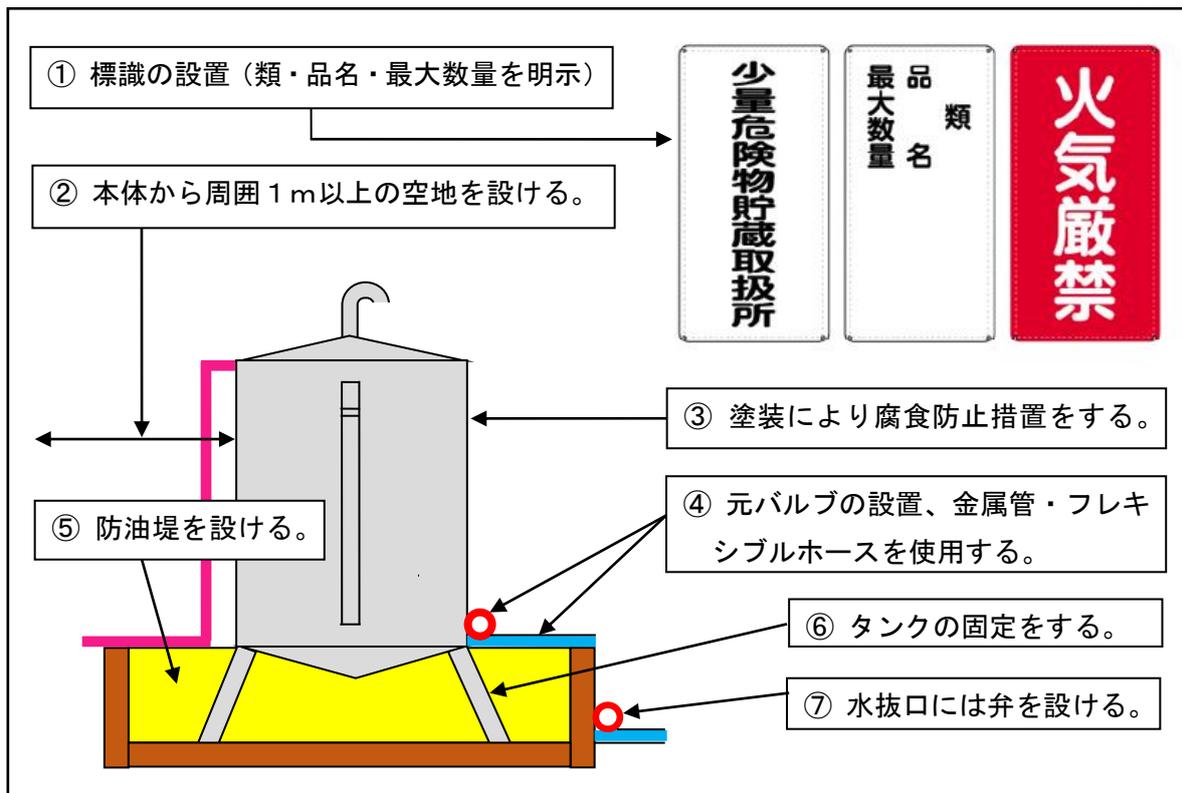
重・軽油等の屋外タンクを設置する場合

火災予防条例に規程のある危険物の指定数量5分の1以上指定数量未満の危険物（以下「少量危険物」）表1を貯蔵、取扱う場合は表2の届出と下図①～⑦で示すような措置が必要です。

届出対象数量	重油	400 ㍓以上 2,000 ㍓未満
	灯油・軽油	200 ㍓以上 1,000 ㍓未満

届出書類 (正・副2部) ※着工前	少量危険物・指定可燃物の貯蔵・取扱い届出書 様式第17号(第17条関係)
	位置図(住宅地図等にタンクの位置を赤丸で表記する。)
	タンク及び流出防止措置の構造図
	タンク検査済証

図(例)



※ 危険物が施設から漏洩し、土壌や河川に浸透又は流出すると回収・撤去・処理等に莫大な費用がかかり、その負担は事故を起した人になります。

【問い合わせ】 埼玉県央広域消防本部
 予防課 危険物担当
 電話 048-597-2004